

平成30年9月7日（金）

【和田技師】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第3回大阪府環境審議会土壤汚染対策検討部会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室の和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日お配りしております資料を確認させていただきます。まず、議事次第と、その裏面が配席図でございます。資料1が条例に基づく土壤汚染対策のあり方について（報告素案）、資料2が今後のスケジュール、参考資料が前回の議事録です。皆様、漏れ等はないでしょうか。

また、昨年1年間と今年度の部会の資料をとじたファイルを机の上に置いております。それらにつきましては、お帰りの際には机の上に置いたままにしておいていただくようお願いいたします。

続きまして、開会に当たりまして、環境管理室長の小林から挨拶をさせていただきます。

【小林室長】 環境管理室長の小林でございます。開会に先立ちまして一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、台風の影響がまだおさまり切らない中、また、雨天にもかかわらずご出席を賜りまして、ほんとうにありがとうございます。

本部会は、通算しますと計6回、本日を含めて7回目ということになるかと思えます。昨年度、中間報告を取りまとめていただいた後、改正土壤汚染対策法の具体的な基準が政省令で定められます事項や、府域の状況から見て土壤汚染対策に必要な事項について、ご審議を重ねてきていただいているところでございます。毎回丁寧なご審議をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。

本日の部会につきましては、これまでご審議いただいた内容を踏まえまして、条例に基づく土壤汚染対策のあり方につきまして、部会報告案をお示しさせていただきたいと存じます。委員の皆様におかれましては、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【和田技師】 それでは、議事にお入りいただきたいと存じます。平田部会長、よろしくをお願いいたします。

【平田部会長】 では、本日もよろしくお願いいたします。

環境省の政省令がなかなか出てこない、若干おくれぎみだと、かなりかな。その中で、多分条例案といいますか、お尻を切られてしまっていますので、12月の環境審議会までにはきちっとしたものが必要であるということで、国の政省令をにらみながら、それに対応できるような形でのまとめということになりますかね。そういうこともございますので、よろしくご審議をお願いしたいと思っております。

きょうもかなり厚い資料になってございますので、2つに分けて、まず、「はじめに」から「Ⅲ－1 土壤汚染対策法の改正を踏まえた条例に基づく土壤汚染対策のあり方」までを前半部で、その残りを後半部ということで、2部制でご議論いただきたいと思います。

まず、前半部の説明をお願いいたします。

【倉内副主査】 事業所指導課の倉内です。よろしくお願いいたします。

では、お手元の資料1をごらんください。これまでの部会でご審議いただいた内容について、「条例に基づく土壤汚染対策のあり方について（報告素案）」として取りまとめさせていただきます。今後、パブリックコメントの手続を実施したいと考えております。

ページを開いていただきまして、まず目次がございます。目次の並びとしまして、「はじめに」、審議内容、改正法の概要、その後に条例に基づく土壤汚染対策のあり方をまとめておりまして、Ⅲ－1を法の改正を踏まえた事項、Ⅲ－2を府域の状況から見た課題への対応、Ⅲ－3を実効性の確保といたしまして、最後を「おわりに」としています。

次のページをごらんください。「はじめに」といたしまして、第2段落は第一次報告と同様に府域での土壤汚染対策の現状について記載しています。その次に、改正法の内容、そして、29年6月6日に府から諮問を受けて、土壤汚染対策検討部会において順次審議を行って、平成29年12月7日に第一次の答申を行い、この報告はその後4回にわたって審議した結果を取りまとめたものと記載しています。

続いて2ページに「審議内容」としまして、この報告の全体構成を記載しています。

大きく分けて、法改正への対応として3つの観点から検討を行ったこと、府域の状況から見た土壤汚染対策に関する課題への対応として、土壤汚染対策に重要な役割を担っている土地の所有者における情報の不足等の課題や、土地所有者による自主調査の広がりなどの状況の変化を踏まえて、4つの事項について検討を行ったということを記載しています。

3ページに、改正土壤汚染対策法の概要を簡潔にまとめております。詳しくは4ページ

以降に書いていますので、先に進ませていただきます。

4 ページから、条例のあり方について記載しています。これまでご審議いただきました内容、ご指摘を反映いたしまして、加筆修正等をさせていただいています。その部分については下線を引かせていただいておりますので、その部分と、また、前回まで論点としてお示ししていた内容を結論の形にいたしましたので、その2点を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

4 ページのⅢ－1の最初の項目は、操業中及び猶予中の工場における土壤汚染状況調査についてでございます。操業中や猶予中の工場について、改正法においては、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合に、土壤調査を実施して報告すべきことを命ずるものとするといった規定が設けられています。規模要件については、900平米とすることが適当であるとされたところでございます。

この土壤汚染状況調査のあり方について、6 ページの(3)にまとめています。

1) は条例の対象工場における一定規模以上の形質変更についてです。3つ目の中ポツに結論を記載しています。条例の対象工場においても汚染土壤が存在する可能性が高いということがございますので、3,000平米未満の土地の形質変更であっても、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合には、土壤汚染状況調査を実施することを土地所有者に求めるべきであるとしています。

具体的には、まず土地の利用履歴の報告を行うものとし、形質変更を行う土地において管理有害物質が使用された可能性があると思われる場合には、土壤汚染状況調査を行い、その結果について報告するものとするのが適当であるとしております。

7 ページをごらんください。

具体的な報告事項や、報告を要しない軽易な形質変更について、法の届出事項等にあわせて同様とすることが適当であるとしています。

8 ページをごらんください。

2) で、法の対象工場における一定規模以上の形質変更についてまとめています。法の対象工場については、法に基づく届出にあわせて、条例で土地の利用履歴の報告を行うことを義務づけるのが適当であるとしています。

3) 規模要件について、9 ページをごらんください。

9 ページの1つ目のポツですが、条例の対象工場に係る規模要件について、中環審の第二次答申と同じ900平米としたとき、第二次答申での推計結果と同程度以上の割合で報

告の契機を捉えることができると考えられますので、条例においても同様に900平米とすることが適当であるとしています。

4) 操業中の工場における一定規模未満の形質変更についてですが、条例では、敷地の一部を工場以外の用途に利用する場合には、形質変更の面積にかかわらず土壤汚染状況調査を実施して、報告することを義務づけています。

今回、法で一定規模以上の形質変更について新たな規定が設けられましたが、4)の3つ目のポツになります。規模要件未満のものについては、引き続き現行の条例の規定に基づく土壤汚染状況調査の実施、その結果の報告の義務づけを維持することが適当であるとしております。

その下のポツで、今回、法の届出や、条例の新たな報告の対象となる一定規模以上の土地の形質変更については、現行の条例の規定に基づく報告と重複することになりますので、その部分については、現行の報告を要しないものとするのが適当であるとしています。

続いて10ページをごらんください。

条例に基づく指定区域におけるリスク管理に関しまして、1つ目は、要措置区域内における汚染の除去等に係るリスク管理の強化についてでございます。改正法では、要措置区域における措置の内容の確認を確実にを行うために、講ずべき汚染の除去の措置やその理由を示した上で、汚染除去等計画を作成し提出すべきことを指示する規定や、実施措置を講じたときには、その旨を知事に報告しなければならないとする規定が設けられたところで

12ページをごらんください。

1つ目の中ポツの下線部ですが、前回までにお示ししていましたが一部不十分でしたので、加筆修正を行いました。

14ページの5)をごらんください。

5)に、条例に基づく要措置管理区域内における汚染の除去等に係るリスク管理の強化のあり方としまして、条例に基づく要措置管理区域における措置について、措置内容の確認を確実に行うことができるように、改正法と同様に、汚染除去等計画を作成して提出すべきことを指示するものとし、汚染除去等計画の提出のあった日から30日を経過した後でないと実施措置を講じてはならないとする規定を設けることが適当であるとしています。

15ページをごらんください。

指示において示す事項については、中環審第二次答申の趣旨を踏まえた規定を設け、法

との整合を図ることが適当であるとしています。

次に、(2) 臨海部の工業専用地域におけるリスクに応じた規制の合理化についてですが、改正法の概要のところの下線を引いていますのは、前回の部会で、臨海部特例区域の定義を書くべきとのご指摘をいただきましたので、中環審の答申にあわせて、「土地の所有者等の申請により新たな区域（以下「臨海部特例区域」という）への指定を可能とすべきとされた」と加筆いたしました。

17 ページで下線を引いていますのは、前回の資料では、土地の管理方法に関する方針についての記載ができていませんでしたので、今回、加筆をさせていただきます。具体的には、記録及び保管方法に関する事項として、土地の形質変更や土壌の区域内の移動などを記録して、その記録を5年間保存することなどを加えました。

②臨海部特例区域の方針に係る確認申請の記載事項についても追加しています。

20 ページで、5) 臨海部の工業専用地域におけるリスクに応じた規制の合理化のあり方といたしまして、条例においても、臨海部の工業専用地域には有害物質使用届出施設等を設置している工場が存在し、今後、条例に基づく自然由来特例区域等への指定が行われる可能性があります。ですので、人の健康へのリスクに応じた規制とする観点から、改正法と同様に、特例措置を設けることとし、土地の汚染が専ら自然または埋立材に由来するものであり、かつ、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地の形質変更については、土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針を作成して、知事の確認を受けた場合には、事前届出の例外として、一定の期間ごとの事後届出を行うこととする規定を設けることが適当であるとしています。

具体的な要件等については、第二次答申の内容に沿った規定を設けまして、法との整合を図ることが適当であるとしています。

続いて21 ページに、自然由来等による基準不適合土壌に関するリスクに応じた規制の合理化について記載しています。下線部は、前回までにお示しした記載内容に不足がありましたので、加筆を行いました。

また、21 ページの後に、前回までは自然由来等土壌に適応した処理施設の構造要件等について記載しておりましたが、これは処理業の許可に関する事項でありまして、条例にはそうした規定はありませんので、今回の取りまとめでは削除させていただきました。

23 ページの5) をごらんください。自然由来等による基準不適合土壌に関するリスクに応じた規制の合理化のあり方としまして、2つ目のポツですが、条例においても改正法

と同様に、基準不適合が自然由来等による土壌の搬出を行う場合は、知事への届出を行い、汚染状態が同様であり、かつ、地質が同じである自然由来等土壌がある別の指定区域への移動を可能とする規定を設けることが適当であるとしております。

区域間の移動が可能な具体的な要件などについては、中環審答申の内容に沿った規定を設けまして、法との整合を図ることが適当であるとしています。

次に、(4) 区域指定された土地の土壌の移動に関するリスクに応じた規制の合理化についてですが、改正法では同一の調査契機による土壌汚染状況調査に基づいて指定された区域の間であれば、土地の形質変更を使用する場合には、汚染土壌処理業者に委託しなくてもよいという規定が設けられたところです。

24ページの5)で、区域指定された土地の土壌の移動に関するリスクに応じた規制の合理化のあり方をまとめております。

25ページをごらんください。

1つ目のポツですが、条例においても、改正法と同様に、条例に基づく要措置管理区域等から搬出を行う際に届出を行い、要届出管理区域から搬出された土壌を別の要届出管理区域で土地の形質変更を使用する場合などについて、同一の調査の契機による土壌汚染状況調査の結果に基づいて指定された区域間であれば、汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなくてもよいとする規定を設けることが適当であるとしています。

具体的に添付する書類などについては、第二次答申の内容に沿った規定を設けて、法との整合を図ることが適当であるとしています。

続いて、3 その他技術的事項等についてですが、(1)として、土地の形質変更時の調査の対象とする深度について、中環審答申では、一定規模以上の土地の形質変更などの届出にかかる調査命令におきまして、調査の対象とする深さを原則として掘削する深さまでとするべきとされたところでございます。

27ページの4)に、条例に基づく土地の形質変更時の調査の対象とする深度のあり方についてまとめております。下線部は、前回までは、一定規模以上の土地の形質変更時という書きぶりでしたけれども、条例においては、形質変更の面積にかかわらず調査を行うという規定もございますので、条例に基づく形質変更時の調査全てを対象とすることになりますので、「一定規模」という文言を削除いたしました。

条例に基づいて土地の形質変更時に行う土壌汚染状況調査においても、形質変更の範囲外の土壌による汚染の拡散や地下水汚染の発生リスクが低いと考えることを踏まえて、調

査の対象とする深さの範囲を形質変更の深さよりも1メートル深い深さまでとするなど、法との整合を図ることが適当であるとしています。

続いて、(2) 埋立地特例区域の指定要件についてでございます。

28ページの1つ目のポツのところの下線を引かせていただいております。前回まで一般管理区域という文言を使っていましたが、その定義を書いていませんでしたので、「形質変更時要届出区域（自然由来特例区域を除く）」に改めました。

29ページの5)をごらんください。埋立地特例区域の指定要件のあり方としまして、条例に基づく埋立地特例区域についても、昭和52年以前の埋立地についても、所要の要件に当てはまるものは、埋立地特例区域に指定できるようにすることが適当であるとしています。具体的な指定の要件などについては、中環審の答申の内容に沿って定めることとし、法との整合を図ることが適当であるとしています。

続いて、(3) 区域指定された土地の形質変更の施行方法についてでございますが、中環審答申では、地下水位の監視を行いつつ、地下水位を管理する施行方法を認めるべきであると示されたところでございます。30ページの5)に、条例における区域指定された土地の形質変更の施行方法のあり方といたしまして、条例に基づく要措置管理区域や要届出管理区域における土地の形質変更について、地下水質の監視を行いつつ、地下水位を管理する施行方法を認めることとし、中環審答申の内容に沿った規定を設けて、法との整合を図ることが適当であるとしています。

続いて、31ページの(4) 認定調査の合理化でございますが、指定区域から搬出する際の認定調査について、区域指定の対象物質以外の物質について、汚染が判明した事例はないということから、認定調査の対象物質は原則として区域指定に係る特定有害物質に限定するべきであると示されたところでございます。32ページの4)に府域の状況を取りまとめておりますけれども、1ポツ目に下線を引いて、条例に基づく認定調査を実施した例はないとしています。前回までの部会で、条例に基づいた認定調査が1件あるとご説明いたしましたが、誤りでございましたので、訂正をさせていただきました。

5) 認定調査における試料採取等対象物質等の選定のあり方といたしまして、条例に基づく指定区域における認定調査についても、認定調査時の地歴調査に基づいて試料採取対象物質を選定することを可能として、中環審答申の内容に沿った規定を設けて法との整合を図ることが適当であるとしています。

続いて、33ページの(5) 土壌汚染状況調査の合理化でございますが、中環審答申で、

土壌汚染状況調査の合理化に関する事項が大きく分けて4つ示されたところでございます。第一種特定有害物質の調査対象物質の選定方法、区域指定の方法、汚染の由来ごとの調査の方法、自然由来特例の調査の方法などについての見直しが示されました。

35ページの3) 条例に基づく土壌汚染状況調査の方法等のあるり方でございますが、条例の土壌汚染状況調査の方法は現行法と同一の内容をもって定めておりますので、条例に基づく調査の方法についても、中環審答申の内容に沿った規定を設けて、法との整合を図ることが適当であるとしています。

最後に、(6) 法に基づく土地の形質変更時の届出の対象外の区域に係る条例の手続についてでございますが、一定規模以上の土地の形質変更時の届出の対象外とする区域を指定できるようにすることが適当であると中環審答申で示されました。こうした場合に、3) 条例に基づく土地の形質変更時の土地の利用履歴等の報告の対象のあるり方でございますが、法の形質変更時の届出対象外の区域として指定した区域については、条例に基づく土地の利用履歴等の報告を要しないものとするのが適当であるとしています。

以上が、法改正を踏まえた条例のあるり方についてでございます。

【平田部会長】 ありがとうございました。

最初から少し見ていきましょうか。

操業中及び猶予中の面積要件ですね。国では900平米であるというようになっているんですが、これは、大阪府は厳しいんですね。同一の工場以外の用途に利用するものについては面積要件はないということ。

【倉内副主査】 はい。面積にかかわらずです。

【平田部会長】 6ページのところですね。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 そこが大阪府の固有の問題というか、そういうところですね。

あと、法と少し違っているところというのはございますか。そういうところはないですね。

この前少し議論になりました、益田先生からもご指摘いただいた自然由来の扱いですね。土壌を運ぶというのは、常識の範囲内が適切であると。ただ、学術的に空気に触れると変わるとか、いろんな話がいっぱいあるんですけども、なかなかそこまでは条例の場合難しいので、どういうふうに管理していくのかなというところが気になるころではあるんですけど。

あと、もう1つ大きいのは、要措置区域の形質変更というんですか、工事の方法として、形質変更要届出区域、ごめんなさい、言葉が私、国の言葉で。大阪府は若干違っておられますので、言っている内容は同じなんですけども、名前が違っているんですが。形質変更要届出区域と同じように、地下水の汚染の拡散を防止する、そういうものがあれば、要措置区域も工事していいと。今まで要措置区域というのは、形質変更しないということが前提で、何も書いてなかったんですね。だから、要措置区域のときの指示が出ますので、その指示措置を行うときに対策も行ってしまうと、そういうことだったと思うんですが、そういうところは少し幅ができるのかなという感じがいたします。

あとは、これは東京と大阪に固有の問題ですけれども、大きな湾を持っていますので、そこは自然は、ちょっとはあるんですかね、大阪府はまだ。でも、ほとんどが埋立地であるということで、昭和52年以前、以後にかかわらず、きちっと管理をしていく、そういう感じだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

大阪の自然由来でどこが一番注意しなければいけないんですかね、動かすときには。益田先生。

【益田委員】 やっぱり、粘土層をひっくり返すときでしょうね。それ以外は、そんなに慎重にならなくても。

【平田部会長】 神経質にならなくてもいいということですね。

【益田委員】 と思いますけどね。自然由来の場合はね。

【平田部会長】 それと、そんなに遠くまで持っていくということは、道路はあるんだけど、それ以外は、あるとは思えないんだけど。そういう感じですかね。

【金城課長補佐】 22ページに自然由来汚染土壌の移動について、受入側の要件という項がありますけれども、受入側、それから搬出元も、地質構成が同じでないといけないというのが要件ですので、それによって、移動距離は制約がされてくるのではなかろうかと思われま。そこで同一性をどのようにチェックするのか、そこが大事になってくるかと考えております。

【平田部会長】 そうですね。

【益田委員】 同じ時期に、23ページの一番下ですけど、同一契機で行われた調査地内であれば、飛び地になっていてもいいというこの部分と、今言ったものというのは、距離が大分違うんですか。

【金城課長補佐】 1つの調査で飛び地になって指定された区域といいますのは、典型

的な例は、1つの工場の敷地で汚染土壌状況調査を行って、汚染のあるところと汚染がないところがまだらに存在しているというケースです。ですので、それほど長距離にはならないだろうと思われます。ある程度距離が発生するという可能性があるものとしましては、道路ですとか鉄道ですとか、そういう線状、帯状の工事をするとき、相当な距離にわたって一気に調査をしたということがあれば、ある程度の距離になりますけど、工区を分割して工事計画を立てるのが通常ですので、10キロというようなことは多分ないと思います。

【益田委員】 同一契機でというのが入っていれば、結構場所が限定されるのかなと思って、それはそのまま準用していいなと思ったんですけど、今おっしゃっているみたいなケースの場合であると、工事時期が違うじゃないですか。結局、同一契機の場合は、時期は、同じような場所だから、そんなに違ってはやらないですよ。ほぼ同時に、多少こっちは早くて、こっちはおそくというのはあると思うけど、全体で見たら、ほぼ同時にひっくり返すことになるじゃないですか。だけど、全く違った場所であるような、同時に、例えば道路工事みたいなものをものすごく離れた場所でやっているような場合というのは、すごく離れた場所のこっちでできたやつを、まだ何も始まっていないこっちに移すとか、そういうことがあるのかなと。結構、同一契機という文章が足かせになっているというかな。そこがあると、あまり遠くに持っていく心配もなくて、同じ時期に、同じようにひっくり返して均質化していくような感じかなとちょっと思ったんです。

【金城課長補佐】 同一契機の調査というのは具体的にどういうことかと申しますと、土地の形質変更の届出の単位でして、ですので、起点から終点まで一度に形質変更の届出をするというケースはまず考えられず、工区ごとに届出されます。そして工区ごとに調査を行いますので、土壌の移動も工区内にとどまるというのが通常だと思っています。

【平田部会長】 持っていく先の物質が全部含んでいると、持っていこうとしている土壌の。それも指定されたときの物質だからね。認定調査も楽になっているから。ただ、僕が一番気にするのは、1回持っていく、そこはいいんですよ。それをまたどこかにという、1回動き出すと、土というのはすごく動きやすくなるので、そのときにどこの土を持ってきたのかというトレーサビリティといいますか、それがとても重要で、多分そういう時代に入っていると思うんですね。例えばぱっと土を見たときに、ここの土はどここの番地がつけられてしまっているような、これからそういう感じになっていきますね。というのは、ボーリングなんかも対策をする範囲まででよろしいという話ですね。となってきました

すので、だから、土壌の汚染にしましても、すごく三次元になって、そんなことにならないとは思いますが、紙では管理できないような複雑な管理になってきちゃうと思うんですね。同じ敷地の中でも、ボーリングの深さが全然違っているとか、そういう状況が出てくるような感じになりますので。皆さんがすぐにそうしたほうがいいというのではなくて、そんなに遠くない将来に、土地の管理というのはそんな感じになるかなと、そういう感じがしますね。

それと、現地盤の高さというのは、「みちびき」、人工衛星が上がっていますので、あれ、全部で7つぐらいになると思うんですけど、ああいうようなものも使いますと、すごく精度よく測れますのでね。そういう意味では、ほんとうに土地の管理というのは、それこそ100立米単位で管理していくというような時代に多分なりますよ。来年からというのではなくて、そのうちになると思います。自分が住んでいる土地のその土壌の履歴というのは、多分わかるようになるんですね。今はわかりませんが。盛土したとか、切土したとか、いつ盛土したのか、いつ切土したのかという話とか、その土はどこから持ってきたのか、番地も全部つけられるようなそういう時代になりつつありますね。

【金城課長補佐】 先生ご指摘のトレーサビリティですけれども、24ページの中環審答申の概要のところで、搬出届出のあり方を書いてございます。通常の搬出の届出事項だけではなく、搬出元と搬出先の形質変更を使用する場所を図面でもって明らかにして、添付しなくてはならないということがございます。

さらには、指定区域内での移動ですから、台帳での管理も行います。ですので、制度の運用をきっちりを行い、書類に不備がないように記録をきちんと残して、トレースできるようにということで取り組んでいくことが大事だと考えています。

【平田部会長】 ぜひそうしてください。

もう少し、もっと嫌な言い方をすれば、あるところで土を調べる条件があって調べたと。そのときに、例えばもともとの条件に違った物質も含まれていたというようなことになったときに、その土地のその土の履歴というのはすぐわかるんですよ。全国で。極端なことを言えば。和歌山でもいい、大阪港でもいいです。大阪の土地から出したものをどこに持っていったのかということは、全部デジタルとして管理されていて、1カ所で何か不都合が起これば、そのもとになる土地、土壌が全部わかってしまうと。極端に言えば、その土地、土壌を持っていった先の方々が何とかせいと言われてたら、これは持っていったところが全部引き取らないといけないとか、多分そういうような時代になるんですよ。そう思い

ますよ。必ずこうなりますよ。それは来年からではなくて、時間がかかりますけど、すぐ土の動きが緩和されればされるほど、管理は厳しくなっていく、僕はそう思っているんですけどね。何回も言ったんですけど、審議会でも。皆さん、目の前の問題をいっぱい抱えていますので、緩和してもらえれば、やりやすいと言うんだけど、でも、将来絶対にやられちゃいますよね。非常に厳しい状況になるというような感じがします。そういう意味で、行政はきちっと管理をしていただければ、どこから持ってきた土なのかとか、どれだけの厚さでどれだけぐらい盛土してますよとか、そういうことはわかりますのでね。そういう管理、そういう意味でのトレーサビリティというのは、とても重要ですね。今はまだそうなっていませんけど、そうなりますよね。

【金城課長補佐】 デジタルデータによる管理ということでございますね。勉強してまいりたいと存じます。

【平田部会長】 ぜひ。多分、僕がいなくなった後だと思いますけども、必ずそうなると思います。

【益田委員】 でも、そうなったときというのは、今の話に戻すと、同一契機で、同じ調査地内で行われるような場合というのは、右から左に移してもそんなに変わりはないけども、例えば同じ地質なので、ここにあるものを10キロ移しましたと。そういったような場合に、きちんと記録を残しておくということがすごく大事になってくるということなんです。

【平田部会長】 それで、見つかったら、全部何とかしろといったら、持ち出したほうが、えらいことになっちゃう。

【益田委員】 そうですね。だから、同じ地質だからといって、許されるものではないという話になってくるんですね。

でも、そういうことを考えると、ほんとうは同一地質内だからといって、あんまり距離を動かすようなことを考えないほうがいいかなというのは、ちょっと思う。

【平田部会長】 思いますね。この前もおっしゃってましたね。そういうことにならないように、きちっと管理をしていただく。

【金城課長補佐】 はい。

【平田部会長】 もう1つ嫌な言い方をすれば、そういうことをするのは公共なんです。皆さんのお仲間がそうするんですね。だから、余計に管理を厳しくしていただいたほうがいいかなと。

木元先生、いかがですか。よろしいでしょうか。

【木元委員】 はい。

【平田部会長】 黒坂先生、よろしいでしょうか。

【黒坂委員】 はい。

【平田部会長】 大阪府から前半の部分について何か言っておくべきことはございますか。

よろしいですか。では、この前半部分といいますか、資料1の36ページまで、今終わったといいますか、本日ご意見をいただいたということで。

あと、37ページ以降のところの説明をお願いいたします。

【倉内副主査】 では、37ページをごらんください。

37ページからは、Ⅲ-2府域の状況からみた土壌汚染対策に関する課題についてでございます。1つ目は、土地所有者等による有害物質使用施設に関する情報の把握等についてでございます。

38ページの3)のあり方の部分をごらんください。

府域では、施設設置者と土地所有者が異なる割合が全国に比べて高いこと、施設設置者と土地所有者が異なる土地において、あらかじめ有害物質の使用に関する情報が土地所有者によって把握されていないことが調査を適切に実施する上での課題になっているということ踏まえまして、3)の3つ目のポツの3行目ですが、施設設置者の役割を強化し、法に基づく有害物質使用特定施設及び条例に基づく有害物質使用届出施設等の操業中に土地の所有者への情報の提供を求める規定を条例に設けることが適当であるとしています。

さらにその下のポツで、施設設置者による情報の提供を努力義務規定とすることが適当であるとさせていただいています。

提供を行う情報の具体的な内容については、有害物質使用施設において使用している有害物質の種類について提供を行うこととしています。情報の提供を行う時期については、39ページのレ点のところですが、施設の設置及び変更後の速やかな時期に情報の提供を行うこと、情報の提供は新たな種類の有害物質の使用を開始したときに限るものとするのと、既に有害物質使用施設を設置している事業者については、改正条例の施行後の速やかな時期に情報の提供を行うこととすることとしています。

続いて、39ページの(2)自主調査等の指針における適切な自主調査の実施や基準不適合土壌の措置についてでございますが、42ページの5)にあり方をまとめております。

自主調査が法や条例に基づく調査よりも多数実施されていることや、自主調査によって

土壌汚染が多く判明している状況から、自主調査をより有効に活用し、土壌汚染に関する環境リスクの管理及び低減を図っていくことが重要であるといたしまして、基準不適合の土壌が存在する土地の区画を含む3,000平米未満の土地の形質変更を行う際に、工事の方法や基準不適合土壌の搬出先についての相談を受けることがよくございますので、このような状況を踏まえまして、条例において、指針の対象に自主調査により基準不適合が判明した土地における形質変更を加えて、知事が指導または助言を行うとともに、形質変更の実施結果の報告を求めることができる規定を設けることが適当であるとしています。

その上で、指針に土地の形質変更に関する計画の提出、施行の方法、実施結果の報告に関する規定を追加することが適当であるとしています。

43ページに続きまして、自主調査によって基準不適合が判明した土地について、基準不適合土壌の適正な管理を進めるために、指針に区域指定の申請や自主措置の計画等の提出を促す規定を追加することが適当であるとしています。

次に、43ページの(3)の「自主調査の結果に基づく区域指定」でございます。前回までの部会では、ダイオキシン類に関しての区域指定としてお示しをしていました。4)の見出しにつきましても、「自主調査の結果に基づく管理有害物質に係る区域指定の申請のあり方」としてございますのは、これまでダイオキシン類に限定した書き方としていたしましたが、今後、条例の対象物質に法の対象物質以外のものを新たに追加した場合にも対応できるよう、文言を「法が対象とする26物質以外の管理有害物質」に改めました。

あり方でございますが、法が対象とする26物質以外の管理有害物質について、自主調査によって基準不適合が判明した土地については、区域指定を行うことができないという課題がございますので、45ページの冒頭ですが、法が対象とする26物質以外の管理有害物質の基準不適合が判明した土地について、知事に区域指定の申請を行えることとする規定を条例に設けることが適当であるといいたしました。

続いて、(4)汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針についてでございますが、48ページの5)にあり方を記載しています。汚染土壌処理業の許可の申請に先立ちまして、指針に基づいた事前指導を行っていますが、大阪府、政令市がそれぞれ独自の指導を行っていて、府内で統一的な指導とはなっていないことや、指導の根拠が明確ではないといった課題がございますので、府内で統一的な指導が行えるよう、指導指針の内容について、政令市と調整を行った上で、条例に根拠を置く指針とすることが適当であるとしています。

49ページをごらんください。

Ⅲ－3 実効性の確保についてでございますが、汚染除去等計画の変更命令に違反した場合や、措置の実施制限に違反した場合などについて罰則を科すこと、また、土壌汚染状況調査を実施しない場合や虚偽の報告をした場合には、勧告を行い、勧告に従わない場合には必要に応じて公表できるとする規定を置くことが適当であるとしています。

最後に「おわりに」といたしまして、平成29年12月の第一次報告の後に4回にわたって審議した結果を取りまとめたものであると記載させていただいております。

また、51ページ以降に参考資料として、委員名簿、審議経過と諮問文を載せています。以上でございます。

【平田部会長】 どうもありがとうございました。

ここは自主調査、14条ですね。これは、やっぱり、いいんですかね。復習なんですけども、大阪府は、自主調査の事例はどのぐらいでしたか。何件あって、指定されたというのも幾つかありましたよね。

【倉内副主査】 41ページをごらんください。

【平田部会長】 ここですね。

【倉内副主査】 はい。27年度の結果を載せています。

【平田部会長】 23件が基準適合、27件が不適合なんですね。

【倉内副主査】 はい。不適合のうち9件で区域指定の申請がされています。

【平田部会長】 しないというのは、これは自由ですね、自主調査だから。

【倉内副主査】 そうです。

【金城課長補佐】 年間で50件の実績があったということをお示ししていますが、この50件と申しますのは、行政とやり取りをして書面を提出して行われた件数でありまして、これ以外に行われた自主調査が多数あると思います。

【平田部会長】 多分そうでしょうね。

【金城課長補佐】 ですので、指針の普及に力を入れて、行政とやりとりをして、しっかりしたやり方で調査を行っていただこうと考えています。

【平田部会長】 一般論として、自分たちが土対法に従って調査をすると。3,000平米以上であれば、もちろんこれは自動的に法にかかりますけど、それ以下のところで法にかからないところで調査をして、汚染があった、対策をしましたと。あとはわからないんですね、現実には。そういうことですね。

【金城課長補佐】 はい。把握するすべがございませんので。法令に基づいて行うものではなく、あくまで自主的な調査ですので、積極的な取組みとして評価することが適当かと存じます。

【平田部会長】 そうですね。

ほんとうはちゃんと指定にしたほうがいいんですけどね。自分の土地だから、後でいろんなことがわかるよりも、先に指定をしてもらったほうがやりやすいんですけどね。

【金城課長補佐】 はい。自主調査等の指針で区域指定の申請を促すこと、そのような働きかけを行うことが大事だということを報告案に含めさせていただいている次第です。

【平田部会長】 いかがでしょうか。一般の方の感覚として、自分の土地は大丈夫であるというのは、調査データがないから、そう思っているだけですよね。普通そうですね。僕はそう思うんだけど、一般の感覚ではそんなではないんでしょうね。やっぱり、調べるといのは嫌なんですかね。

【益田委員】 嫌な人がいるみたいです。

【平田部会長】 ですよ。

【益田委員】 私、以前、福島の調査をしていたときに、地下水の調査をしていたんですけども、飯館村で地下水を下さいと言ったら、井戸水を使っているんだけど、自分ちの井戸水に放射能が見つかる嫌なので、調査しませんと言われたことがあります。私らの感覚からいったら、調べてもらったほうが安心できるのになと思うけど、そういうものもないのだなと思ったことがあります。

【平田部会長】 土地もきちっと区域指定すれば、これからは土を動かせるわけですから。それでも、黙って動かしてもいいんですかね。

【益田委員】 知らなければ、何をやっても大丈夫と思っているところがあるのかもしれない。

【平田部会長】 あるのかもしれないね。でも、今は、土を受け取る側が必ず言うんですよ、調べてくださいと。言わないところもあるんですかね。そのときに区域指定をしておいたほうが、はるかに簡単なんですけどね。言ってもしょうがないね。

【金城課長補佐】 これまでの先生方からのご意見を踏まえまして、この自主調査の指針をどのように拡充すべきかということを書きあらわさせていただいたと思います。制度化されましたら、その次は、指針が広く活用されるように、運用上の努力を行っていきたいと思います。

【平田部会長】 そうですね。だから、区域指定をされたときのメリットというのをちゃんとやったほうがいいですね。

【金城課長補佐】 はい、わかりました。

【平田部会長】 それをなかなか書きにくいんですけどね。

ほか、いかがでしょうか。黒坂先生、ご意見等、大丈夫ですか。木元先生、いかがですか。

【黒坂委員】 実効性のことで、前、お示しいただいたと思うんですけども、どこに載ってましたかね。49ページの罰則。どの程度の罰則か、前に拝見したような気がするんですが。

【金城課長補佐】 第2回部会の資料2の6ページに、現在の条例の罰則規定、勧告と公表の規定を一覧しています。

【黒坂委員】 基本的には、これと同じで。

【金城課長補佐】 はい、同様にと考えています。罪刑均衡と申しましょうか、土対法の中で罰則の強度がどのようになっているかということと、条例での水質や大気規制、両者との均衡を図って罰則の程度を決めていく必要があると考えてございまして、ごらんいただいています表の内容と同様となろうかと考えています。

【黒坂委員】 わかりました。ありがとうございます。

【平田部会長】 これ、民間企業で罰則を受けた事例はまだないでしょう。これの事例はないと言っているんですね。

【倉内副主査】 はい、事例はございません。

【平田部会長】 黒坂先生、こういう罰則を受けると、結構ダメージは大きいものなんですか。

【黒坂委員】 だと思いますけど。条例上の限界がありますけれども。

【平田部会長】 ほかによろしいでしょうか。

【金城課長補佐】 よろしいでしょうか。37ページからの土地所有者による情報の把握というテーマについてですが、施設の設置者が操業中から土地所有者に有害物質を使用している事実を伝えるということについて、努力義務規定を設けることが適当とさせていただいていますが、以前、黒坂先生から、努力義務規定である以上、どのように運用していくのかということが課題ですねというご指摘を頂戴いたしました。

土対法とは違う環境規制法令ですけども、努力義務規定があるとないとで、事業者さ

んの受けとめ方に大きな違いがあるということを感じます。法令に根拠を持たない行政指導とは違って、法令に根拠がありますと、国民や府民から求められているんだと、はるかに重たく受けとめていただくケースが少なくないように思います。ですので、このような努力義務規定の効果を十分に発揮するように適切に指導していくということが重要だと考えていますことを、運用上の努力をというご指摘へのお答えとさせていただければと思います。

【平田部会長】 大阪府は、全国平均に比べて結構高いんですね。

【金城課長補佐】 事業者と土地所有者の異なるケースは、全国の3割に対して、大阪府は5割です。東京も5割ぐらいあると聞いておりまして、大都市圏の特徴だろうかと思えます。

【平田部会長】 後でもめるもとですよね。土地の所有者が全部申請等々をやらないといけないのでね。最後になって、こんなものを使っていたのと言われる、結構厄介な問題になりますよね。

【金城課長補佐】 自分の土地で事業をされている方でも、事業を終了された後で、調査をしないといけないことにショックを受けられるケースも多く、土地所有者が異なる場合はなおさらですので、非常に重要なテーマであると思っております。

【平田部会長】 ですよ、僕もそう思います。寝耳に水になっちゃうものね。

大都市は、やっぱり、土地の所有者と工場の操業者が違っているというのは多いんじゃないかな。

【金城課長補佐】 どうもその傾向があるようです。

【平田部会長】 いかがでしょうか。全体を通してご意見等ございましたら。

あとは、書きぶりが大阪府はちょっと困りますよね。国の政省令がおくれていっていますので。多分大きくは変わらないんですけどね。

【金城課長補佐】 府民意見を伺いますパブリックコメント手続を今後行っていただくということで考えてございます。それは、国が省令案について同様に国民意見を募るという手続に入られた後に、できればしたいと考えています。それを待ちまして、部会として公表いただくという形にさせていただきたいと存じます。ただ、府の環境審の日程がありますので、それに向けての部会の開催を考えますと、場合によっては少しスケジュールが厳しくなってくる場合がございます。

国と府のほうのパブリックコメント手続が、もしも順番が逆転するようなことがあった

といたしましたら、府民意見を踏まえ報告案に必要な修正を加えていただくという際に、あわせて、省令との整合性についても改めて必要な、あまり大きくない修正かとは思いますが、修正を加えていただく形で、たいへん申しわけありませんが、そのように進めさせていただかなければならないケースがあるかもしれません。

【平田部会長】 国はそれまでやっていると思いますけどね。そうしないと間に合わないですよ、ガイドラインが。こんなんになるみたいですよ。いや、今もこのぐらいあるんですけど、その倍ぐらいになるんじゃないかと、そんなことを言ってましたね。それは4月1日でしょう、今度の第二次審の施行は。

【金城課長補佐】 4月1日になりますか……。

【平田部会長】 なるんじゃないかなと思いますけど。この前は5月でしたか。4月でしょう。

【倉内副主査】 4月1日でした。

【平田部会長】 そうでしょう。やっぱり、4月1日でしょう、多分。と思うんですけど、私が書くわけではないので、チェックするほうなのでいいんだけど、大変ですよ。そういう意味で、お尻を切られています。ガイドラインも切られているし、もっと厳しいのは、大阪府の12月の環境審議会の本会にかかるということで、それは動かさせませんので、そこでご審議いただくと。先生方もメンバーなので、ご審議いただいて。そこまですれば手続に入るだけの話ですから、いいんですけど。そこまでの話で、私も大幅に変わるとは思わないんだけど、そこですよ。部会のほうの日程も動かさせないということですね。先生方はお忙しいので、これも確定だと思うんですが、それまでにパブリックコメントも終わらせておく必要もあるということになりますので。その場合ですと、10月の初めぐらいにやっておかないといけませんね。始まりね。

大幅に変わらないので、多分いいんですけどね。先生方はよろしいんですよ、その辺は柔軟に考えていただいて。府の行政側がとて苦勞されるんじゃないかなと思いますね。僕が心配するのは、そちらの皆さんが気をもむというか、ほんとうにこの文言でいいんだろうかと、細かいところで、ということがちょっと気にかかるかなと思います。

あと、府として何か気になっていることはございますか。実質的に審議できるのもきょうぐらいしかないです。

【金城課長補佐】 平田先生がおっしゃいましたように、国のスケジュールが当初の予定から少しおくらしているということのようですので、環境審にご報告いただきますまでの

間、この部会の開催といたしましては一度だけの予定ですがけれども、会議の開催とは別の形でもお願いできましたら幸いです。

【平田部会長】 先生方のご意見をいただくと。

【金城課長補佐】 ご意見を頂戴するというのもあろうかと存じます。その際には、よろしくお願いたします。

【平田部会長】 そうですね、その可能性のほうが高いですね。多分、微妙な表現の違いだけだと思いますので、骨格は変わらないと思いますので。という感じだと思います。木元先生、よろしいでしょうか。

【木元委員】 はい。

【平田部会長】 国のほうがほんとは先に走ってくれればいいんですけど、府のほうに先に走ってしまって、あと、文言の修正があったときに、個々の先生方にご意見を伺って、府のほうでまとめるということで、そういう形でご了解いただければ一番スムーズですかね。よろしいでしょうか。

あと、府から何かございます？ 今、今後のスケジュールの話に入ってしまったんですけども。資料の2ですね。よろしいでしょうか。

【中戸課長補佐】 では、今後のスケジュールの話を大体していただいたので、今お話しいただいたとおりですがけれども、パブリックコメントの手続を実施する前にも、一度先生方のほうにこういう形でパブリックコメントを実施しますということをお知らせさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、スケジュールが決まりましたら、ご連絡させていただきたいと思っておりますので、お願いたします。

【平田部会長】 具体的には、パブリックコメントはいつぐらいから始まりますか、府の場合は。

【金城課長補佐】 早ければ9月中に、9月末か10月の上旬から1カ月間ということ考えています。

【平田部会長】 少なくとも11月の上旬には意見が出てこない、次の部会に間に合わなくなっちゃうからね。そういうことですね。

ということで、ちょっと気をもむ場面があるかもしれませんが、よろしくお願したいと思っております。

では、委員会としては、本日の審議はここまでということで、何か府のほうでございま

したら。

【金城課長補佐】 そういたしましたら、本日の資料は報告素案という表現とさせていただきますけれども、これを報告案といたしまして、公表し、パブリックコメント手続を事務局のほうでさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

【平田部会長】 よろしいでしょうか。

(異議なし)

【金城課長補佐】 ありがとうございます。

【平田部会長】 またパブリックコメントをこういう格好でやりますよということは説明があるんですね。

【中戸課長補佐】 はい。

【平田部会長】 先生方にも説明していただくということですね。

【中戸課長補佐】 はい、またご連絡させていただきたいと思います。

【平田部会長】 また個々に連絡が行くと思いますけれども、お時間を少しいただいて、説明をするということでもよろしいですね。

【金城課長補佐】 よろしくお願いいたします。

【平田部会長】 そうということで、本日の会議はここまでということで、どうもありがとうございました。

【和田技師】 長時間のご審議、ありがとうございました。それでは、これをもちまして、平成30年度第3回部会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —